

令和4年4月
大東市議会
特別議会議案
条例新旧対照表

も く じ

・議案第25号	大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
	(1) 大東市一般職の職員の給与に関する条例-----	1
	(2) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例-----	1
	(3) 大東市長等の給与に関する条例-----	3

議案第25号

大東市一般職の職員の給与に関する条例 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 大東市長等の給与に関する条例

新

(大東市一般職の職員の給与に関する条例)

第1条 ～ 第26条 (略)

(期末手当)

第27条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～ (4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 ～ 7 (略)

第27条の2 ～ 第37条 (略)

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例)

第1条 ～ 第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の215を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

主要改正点

- ・一般職の職員、議会の議員及び市長等の期末手当の額を改定したこと。

新旧対照表

旧

第1条 ～ 第26条 (略)

(期末手当)

第27条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～ (4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4 ～ 7 (略)

第27条の2 ～ 第37条 (略)

第1条 ～ 第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

新

(1) ～ (4) (略)

3 (略)

第6条 (略)

(大東市長等の給与に関する条例)

第1条 ～ 第4条 (略)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の210を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）第27条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 ～ 4 (略)

第6条 (略)

旧

(1) ～ (4) (略)

3 (略)

第6条 (略)

第1条 ～ 第4条 (略)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の217.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）第27条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 ～ 4 (略)

第6条 (略)

印刷物番号

4 - 1 0
